

郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部改正の概要について

1 改正趣旨

「万国郵便条約」及び「万国郵便条約の施行規則」が改正され、平成30年1月1日から発効することに伴い、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）及び国際郵便規則（平成15年総務省令第6号）について所要の改正を行う。

2 改正内容

今般の万国郵便条約等の改正においては、「速達」の取扱いが廃止されたほか、「通常郵便物」、「小包郵便物」及び「EMS郵便物」の定義が新たに設けられている。また、条文の規定順序の整理・変更等の法技術的な見地からの改正が行われている。

国際郵便規則においては国際郵便料金の届出方法が規定されているところ、今般の条約等の改正を国際郵便規則等に反映させるため、当該規定から「速達」の取扱いを削除する等の所要の改正を行う。

3 施行日

平成30年1月1日から施行する。